

事 務 連 絡
令和 3 年 12 月 22 日

関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長

剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について

標記については、令和 2 年 8 月 17 日付け基安化発 0817 第 1 号「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」（以下「剥離作業労働災害防止通知」という。）の令和 3 年 7 月 5 日付け一部改正について、令和 3 年 7 月 26 日付け事務連絡により当面の間適用しないとしていましたが、確認等した上で、本日付けで剥離作業労働災害防止通知を一部改正しましたので、令和 3 年 7 月 26 日付け事務連絡は廃止します。